

プロジェクト研究

「戸別所得補償制度等の下での農業構造の変動と地域性を
踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する調査・分析」

平成 23 年度

欧米の価格・所得政策と韓国の FTA 国内対策（その 2）

目 次

第 1 章 米国の価格所得政策の変遷とその決定要因

（勝又健太郎）……………1

1. 1933 年農業調整法 ―価格所得政策の設立― …………… 1
2. 1973 年農業法 ―不足払の設立― …………… 5
3. 1996 年農業法 ―不足払いの廃止と直接固定支払いの導入― …………… 7
4. 2002 年農業法 ―不足払（CCP）の再導入― ……………10
5. まとめ ……………13

第 2 章 フランスの農業及び農政の最近の動向

（須田文明）……………15

1. はじめに ……………15
2. EU 農業におけるフランス農業の競争力構造 ……………16
3. フランス農業の一般的動向と農業所得 ……………30
4. フランス農業への公的支出 ……………34
5. 農業近代化法 ……………69
6. 農政改革をめぐるアクターの動員：分析枠組みの整理を中心に …………… 109
7. おわりに …………… 119

第 3 章 ポスト 2013 における EU 直接支払の争点

―直接支払の再設計とドイツの姿勢―

（松田裕子）……………121

1. はじめに …………… 121
2. CAP の沿革と直接支払の再設計 …………… 122
3. 支払方法の変遷 …………… 128
4. ポスト 2013 をめぐる様々なスタンドポイント …………… 130
5. むすび …………… 142

補論 I. EU 直接支払の実施コスト—行政負担と農家負担—	147
補論 II. 受給対象の限定 (Targeting) —“active farmer” の議論の背景と経緯—	161
補論 III. 直接支払の受給上限 (Capping) —CAP の沿革とドイツの姿勢—	170
補論 IV. 第 1 ピラーのグリーン化 (Greening) —主な批判点と課題—	180